

アメリカの対外租税政策の潮流

——国際課税の視点から——

柳 下 正 和

はじめに

国際課税の動向を論じるにあたって無視することができないのがアメリカの租税政策の動向である。経済のグローバル化の進展に伴い、制度の調和の目的で移転価格税制や過小資本税制などのようにアメリカですでに実施されていた制度を他の諸国が導入するといったこともめずらしくなくなってきた。これらの動きは1980年代後半から90年代前半に先進国の間で特に顕著であった。この期間のアメリカの対外租税政策の潮流を明らかにし、国際課税制度に与えた影響を考察することは意義のあることであろう。経済政策変更の観点からの分析はすでに行われているので⁽¹⁾、それらの研究を踏まえて、本稿では特に無形資産に係わる国際課税政策に焦点を絞る形で分析、検討を行うこととしたい。

I. アメリカの対外租税政策の潮流

アメリカの対外租税政策は、1980年代に潮流の変化を迎える。その変化は、その後の国際課税レジーム⁽²⁾と各国制度の動向に影響を与えることになる。周知のように、アメリカの1986年の税制改革は、他の先進各国の税制改革にも大きな影響を与えた。「課税ベースを広げつつ、税率を引き下げる」という形で、対内的には歳入中立の立場をとっていた。

だが、80年代のアメリカは、貿易・財政ともに巨額の赤字を抱え、経済は停滞していた。財政赤字が存在するという事は、その解消のためには増税が行われなければならない。対内的に歳入中立の立場をとっている以上、国際課税面からの歳入増の政策が指向されることになる⁽³⁾。1986年税制改革法における国際課税に関するルール変更の主なものは次の通りである。

- ① ソース・ルールの抜本の変更
- ② 外国税額控除制度の制限的適用
- ③ super-royalty 条項の導入による移転価格税制の強化

それぞれについて、簡単に説明してみよう。①については、国外源泉を減らし、国内源泉を増やすという方向でルールが抜本的に変更された。②については、控除余裕枠の「彼我流用」を抑制するために、所得項目ごとに別の控除枠（バスケット）が設けられた⁽⁴⁾。③については、企業間所得の適正配分のために無形資産の評価の引き直しを行うこととした。

80年代に入って世界最大の債務国に転落し、巨額の財政赤字を抱え、国際競争力が停滞しているというアメリカの経済状況の変化に、86年税制改革法の改正、とくに国際課税に関する政策、が対応しているとはいえ、どちらかといえば技術的なものに留まっているとする指摘がある⁽⁵⁾。

租税政策は、特定の政策目標を遂行するために用いられることが多々ある。国際課税政策も、その一手段である。1980年代後半から90年代前半の間、アメリカでの国際課税政策に関する議論は、国際競争力の強化、産業空洞化への対応、そして外国企業に対する課税強化の3つに集約することができよう。国際競争力強化と空洞化への対応とは矛盾する点が少なくないし、また、空洞化への対応と外国企業課税強化とは相容れない部分が多いために、国際競争力強化、空洞化への対応、外国企業課税強化の三つを同時に満たすような政策を立案することは困難である⁽⁶⁾。財政赤字削減のための財源として税収を最大化しようとする場合、制約はさらに大きくなる。

アメリカの財政赤字は、1992年に最大の2,904億ドルを記録する。90年代前半のアメリカの国際課税政策は、外資系の企業に対する課税強化を基本としており、その姿勢は、国際的な租税のルールを自ら破っても税収の確保を最優先するというものであった。特に、過小資本税制や移転価格税制の規則強化は、その現れであるということができよう。それは後に、外国との租税摩擦を引き起こす結果となった。

1980年代後半から90年代前半の間のアメリカの国際課税政策に関する主張は、その多くが外国税額控除制度を放棄して、領域システム（the territorial system）に基づく国外所得免除方式への移行を提案している。この時期のアメリカの国際課税の動向を知る上で必読の文献と思われるハフバウアー（Hufbauer, Gary C.）の *U. S. Taxation of International Income; Blueprint of Reform* に記されている彼の所説からアメリカの国際課税政策の変化を考察してみよう。

II. 国際課税政策の変化

II-1 世界経済におけるアメリカの地位低下と国際課税制度

1960年から90年までの40年間の世界経済全体に占めるGDP、輸出、ハイテク製品の輸出、直接投資のシェアの推移を見ると、アメリカの地位が変化していることをハフバウアーは指摘している。どの項目においてもシェアが低下しており、特にGDP、ハイテク製品の輸出、対外直接投資についてはその低下が著しい。また、日本とヨーロッパ共同体のそれをアメリカと比較す

表1 世界経済に占める GDP, 輸出, 直接投資のシェア (%)

	1960	1970	1980	1990
GDP				
アメリカ	43	38	25	24
日本	4	8	10	13
EC	24	26	30	27
輸出				
アメリカ	18	19	15	20
日本	3	8	9	8
EC	25	18	18	22
ハイテク製品輸出				
アメリカ	34	36	25	19
日本	6	17	20	29
EC	46	48	38	33
対外直接投資				
アメリカ	52	55	47	31
日本	1	3	4	15
EC	35	28	32	38
対内直接投資				
アメリカ	11	10	19	28
日本	n.a.	1	1	1
EC	14	22	31	28

注

- 1) 1990年の数字は推定。
 - 2) GDPの1960年の数字は1962年の数字から算定したものである。
 - 3) ECについては、1992年初頭までの加盟12ヶ国を対象としている。
 - 4) 輸出については、経済協力開発機構(OECD)加盟国からの輸出のみが分母に含まれる。
 - 5) ハイテク製品輸出は、標準国際貿易分類(SITCs)を参照した。1990年の数字は、1988年の数字から推定した。ECについては、域内のフローを除外している。
 - 6) 1960年の対外直接投資の数字は、1960年から1967年までの対外直接投資の成長率で調整した1967年の対外直接投資の数字である。
- 出所: Hufbauer (1992) p.3.

ると、日本とヨーロッパ共同体のそれらのシェアは相対的に上昇している。このことから、彼はハイテク市場と対外直接投資におけるアメリカの世界経済に占めるシェアの相対的低下を指摘している。(表1参照)

アメリカの経済の国際化に伴い多国籍企業の活動が推進されたことは、この40年間の対外投資と対内投資を見れば明らかである。対外資産に対する投資と国内資産に対する投資ともに増加しているが、90年には、直接投資とポートフォリオ投資がともに急増している⁷⁾。(表2参照)

多国籍企業の活動において重要であるのは、企業の意思決定(corporate policymaking)と研究開発(R&D)を担う本社機能である。ハフバウアーは「確かに、研究開発は一層国際化するが、このことは研究開発能力の世界規模での拡散というよりむしろ企業特有の技術を共有するための企業間での国境を越えた協定によるところが大きい。多国籍企業の大半は自国で研究開発の大半を行いつけるだろう。」と述べている。

表2 アメリカの国際投資

(対GNP比：%)

	1960	1970	1980	1990
アメリカ人投資家の外国資産 ¹⁾				
直接投資	6.2	7.4	7.9	7.6
ポートフォリオ投資 ²⁾	1.9	2.1	2.3	4.1
合 計	8.1	9.5	10.2	11.7
外国人投資家のアメリカ資産 ¹⁾				
直接投資	1.3	1.3	3.0	7.3
ポートフォリオ投資 ³⁾	1.9	3.4	2.7	8.6
合 計	3.2	4.7	5.7	15.9

注

1) 簿価

2) 私的なポートフォリオ投資（除政府保有証券）

3) 財務省証券以外のアメリカの証券

出所：Hufbauer (1992) p.6.

また、この間のアメリカ経済の大きな変化というと、財政収支が黒字であったのが赤字に転落し、その規模が莫大となったことであろう。そこで問題となるのは、自国の企業の活力を損なうことなく、財政赤字を削減するための財源をいかにして確保するかということであり、そのためにはどのような租税政策が適切であるかということである。

要約すれば、ハフバウアーは、日本とヨーロッパ共同体の台頭により世界経済においてその地位が相対的に低下したアメリカ経済を再度上昇させるために、ハイテクの分野におけるアメリカの国際競争力を強化し、アメリカ経済の現状に合った国際課税制度を勘案し、それに対応した対外租税政策を検討しようとしたのである。

II-2 国際投資フローと「中立性」

国際的な投資フローの効率性を考察する上で欠かせないのが、「資本輸出の中立性（CEN: Capital Export Neutrality）」と「資本輸入の中立性（CIN: Capital Import Neutrality）」の概念である。ハフバウアーは、アメリカの国際課税政策が過去70年間（1920年代から90年代まで）ほとんど変わることなく「資本輸出の中立性」の論理に従って展開されてきたことを指摘している。彼は「世界経済の急速な変化が古いイデオロギーの枠組みを急速に破壊しつつある。資本輸出の中立性とアメリカの高い税率との間の関係はもはや強固なものではないし、資本輸入の中立性と低い税率との関係もまた明らかではない」として従来のCENとCINの議論に変わる議論を要求している。また、「ポートフォリオ資本の国際的な流入は伝統的な資本輸出の中立性の処方箋から外国直接投資との関連を奪ってしまった。多国籍企業ではなくポートフォリオのマネージャーが、資本が国家経済間で効率的に配分されているかどうかを決定するだろう。」として経済の実情に沿った新しい議論を展開しようとしたのであると考えられる。

ハフバウアーは、ポートフォリオ投資に対する所得の課税については、純粋なCENの論理に

基づいた方式を勧める。すなわち、アメリカの居住者のポートフォリオ投資に関して得られる所得は、国外のものと国内のものを同じように扱うべきであるというのである。彼は、国家間の公平の観点からポートフォリオ投資に対する所得について居住地国と源泉地国が税収を共有するために、居住地国の税率で課税が行われるべきであると提案している⁽⁸⁾。また、居住地主義をとる場合に居住者がタックス・ヘイブン国へ住所を移すことで租税回避が容易になるために、その防止のために国際的な協力の必要性を説き、源泉地国による源泉徴収税は廃止すべきであると提案している⁽⁹⁾。そして、彼は、ポートフォリオ投資所得に対する課税に関する上述の提案を税収の点から考察している。外国税額控除後の1985年のアメリカのネットの税収は、ポートフォリオ投資の流出分については10億ドルほどでしかなく、流入分は16億ドルであった。95年のそれは、それぞれ31億ドルと14億ドルになると推測している。(表3参照)さらに、彼自身の提案に基づく試算によれば、税収は159億ドルになるであろうと計算している⁽¹⁰⁾。

表3 ポートフォリオ所得からの税収

(単位: 10億ドル)

	外国への流出分				外国からの流入分	
	FTC前の所得	支払い外国税	FTC前の税負担	税収(ネット)	所得	税収
1985	57.8	7.6	8.4	0.9	44.9	1.6
1995	125.5	15.8	12.8	3.1	130.8	1.4

注 1995年の数字は推計

出所: Hufbauer (1992) pp.72-74, 表4.1及び4.2より作成

II-3 研究開発と無形資産

ハフバウアーは、対外直接投資に関する所得についてのアメリカの税制を次のような議論に合致するように変えるべきであると提案している。つまり、世界市場での無形資産に関わる費用を拡大し、アメリカや外資系の多国籍企業が本社活動を行うのに魅力を持ち、かつハイテク製品の生産と輸出を促進するような対外租税政策の形成が行われるべきであると主張する。

企業がその活動を多国籍化するには企業特有の資産、すなわち無形資産の存在があげられる。企業が多国籍化する理由として、次の三点があげられる。まず、第一に、無形資産がいったん開発されるとそれは企業グループのいたるところで使用される。第二に、無形資産は非関連企業には容易にライセンスされない。第三に、無形資産は一箇所もしくは2・3の場所で開発するほうが効率が良い。ハフバウアーは、無形資産を生産・管理することが本社の機能として重要なことであると述べている。

本社が担う機能は、経営、技術者のスキルや技術進歩などのノウハウとブランドの商標のような企業特有の無形資産の投資を伴うものである。さらに、彼は、無形資産に関わる費用を例えばユニークな技術、経営の障害、技術のライセンスのようなある市場への参入の障壁を取り除く

ために余分に支払わねばならない費用であると定義している。彼は、その中でも研究開発（R & D）に関する支出が重要であるとしている。

以上のことを踏まえ、ハフバウアーは、主に次の3点から対外租税政策のインプリケーションを示唆している。

- ① 国内での無形資産の研究開発を選好させるような租税政策
- ② 無形資産の使用に関して、国内か国外かの選択に中立的な制度の構築
- ③ 移転価格に関する不確実性を減少させる制度の構築

以下では、これらのインプリケーションについて検討してみよう。

Ⅲ. 対外租税政策のインプリケーション

Ⅲ-1 技術輸出の中立性（TEN）

無形資産の使用に関して、国内か国外かの選択に中立的な制度の構築については、前述の CEN と CIN の議論の代わりに、ハフバウアーは「技術輸出の中立性（Technology Export Neutrality: TEN）」という概念を用いて議論を行っている。ハフバウアーによる TEN の定義は「ロイヤルティや使用料は、自国で使用されようが外国で使用されようが同じ税率で課税されるべきである」というものである⁽¹¹⁾。TEN が適用される国際課税制度では、居住地国だけがロイヤルティやノウハウの使用料に対して課税できる。

このような概念が考え出されたのは、ロイヤルティや使用料には源泉徴収制度が存在することが背景にあると思われる。ロイヤルティや使用料に関する租税条約モデルには、OECD モデルと国連モデルがある。技術所得に関して、OECD モデルはロイヤルティや使用料についての源泉徴収を認めていないが、国連モデルはそれを認めている。それゆえに、OECD モデルを批准しているアメリカはロイヤルティや使用料に関する税収がゼロとなるが、同じ先進国でも技術輸入国であるわが国は国連モデルを批准しているので源泉徴収を行っている。

技術やノウハウが自国で開発されたにもかかわらず、その開発費用だけが控除されて法人税の課税ベースが小さくなるばかりか、その技術が海外へ移転されてしまえばその技術が生み出すであろう税収も期待できなくなる。そうしたことを考慮に入れると、アメリカも同じようにすべきであるというのが発想の根底にあるのであろう。

Ⅲ-2 無形資産に関する所得源泉

ハフバウアーの問題意識は、ハイテク製品分野でのアメリカの国際競争力を高めて、かつ高い税収をあげるためにはどのような国際課税制度を選択すればよいか、ということに集約することができよう。所得源泉の問題については、「われわれは、所得源泉の定義にはこだわらない。そ

の理由は、外国で発生したロイヤルティと使用料がアメリカ源泉か国外源泉かということではなく、居住地主義で課税されるか源泉地主義で課税されるかが重要な経済学的問題であるからである。われわれの領域システムでは、居住地主義が適用される⁽¹²⁾。」から見て取れる。

所得の内外区分が企業の活動実態を必ずしも反映せず、結果的に控除額が過大になる場合が出てくるが、そこで問題となるのは収入及び費用の配分である。費用配分の仕方によって国外所得の割合が高められるケースもあるだろうし、収入は国外所得へ、費用は国内所得へ帰属させることですべての所得が国外所得になってしまうケースもありうる⁽¹³⁾。

彼は、「アメリカで開発された無形資産の使用に対して支払われるロイヤルティや使用料は居住地主義に基づきアメリカが課税すべきである」と述べている⁽¹⁴⁾。TENが適用される制度では、ロイヤルティと使用料の課税は共有された研究開発費に対する現行の課税制度と同じになるであろう。つまり、外国から受取った費用分担の支払いはアメリカでの控除をすでに減らしているためである。このことからTENに関しては、外国から受取ったロイヤルティと使用料が同じようにアメリカの課税所得を増加させることが予想される。

Ⅲ-3 研究開発費税額控除

ハフバウアーは、国内での無形資産の研究開発を選好するような租税政策として、10%研究開発費税額控除を勧告している。彼は、この研究開発費税額控除がアメリカの代表的な多国籍企業に対して次の三点から機能することを述べている。まず、TENに基づく課税は代表的な企業の研究開発の全水準を引き下げるが、この不利な効果は10%研究開発費税額控除によって相殺される。次に、研究開発費税額控除は研究開発を行う場所に影響を与える。アメリカでの研究開発にかかるコストが少ないということは、マージンの点で研究開発活動を外国からアメリカへシフトする誘引となる。最後に、TENに基づく課税は、企業に多少なりとも、アメリカでのハイテク製品の生産を行うことを促進するかもしれない。

10%研究開発費税額控除が行われた場合、わずか25億ドルであった研究開発費が164億ドルへと爆発的に増加し、そのことがインセンティブとなり、外国でよりもアメリカで研究開発を行うロケーションの変更をもたらす。その代替効果による推計は、7億ドルから22億ドルの幅でアメリカでの研究開発の純増となる。さらに、生産のロケーションにも影響を及ぼす。ハフバウアーは、税引後収益率が1%低下するごとに海外での生産が1.2%減少すると示したBoskin & Galeの研究から、TENに基づく課税制度へ移行した場合、海外生産が12%減少し、その金額が約340億ドルになると推計している。仮にアメリカへ生産がシフトしてきた場合、アメリカのハイテク製品の生産は340億ドル増加するであろう。以上が、TENに基づく課税制度へ移行した場合のハイテク製品の研究開発・生産に関するハフバウアーのシナリオである⁽¹⁵⁾。

イーデンは、研究開発費の配分に関する内国歳入法第861条をかなり簡素にしたこのハフバウ

アーの提言が、アメリカの租税条約締結国すべてに協力を求めることになるために、明らかに IRS に無視されたと述べている⁽¹⁶⁾。そのような協力が、税収に関するハフバウアーの提言のインプリケーションを所与としては実現しそうにはなかったと見られていたためである。

III-4 移転価格

国際課税の議論において、最大のアジェンダとなっているのが移転価格である⁽¹⁷⁾。86年税制改革法において、無形資産の移転価格が重要性を増したことを背景に、482条が修正された。(表4参照) 関連企業間の無形資産の販売もしくはライセンスに関する支払いがその無形資産の価値に相応したものでなければならないという「所得相応性 (commensurate-with-income) 基準」が導入されたのである。この規定は、無形資産の譲渡対価または実施権に係わる供与の対価の金額について、当該無形資産が将来高収益をもたらす場合、関連企業間において所得が調整されることを意味する。ハフバウアーのこの規定に関する経済学的解釈は、関連企業間の研究開発費の配分は、個々の企業がその領域内で適用される新しく開発された技術から受けることが期待できる所得を反映すべきであるというものであった。つまり、費用配分取決めは所得相応性基準を反映することを期待されたのである。

所得相応性基準は移転価格の定期的調整 (periodic adjustment) を必要とする。86年税制改革法では、この定期的調整が認められただけであった。1988年には、財務省と IRS が共同で『白書 (The White Paper)』を出し、無形資産の移転価格に関するガイドラインを示した。『白書』は具体的な事例に基づき BALRM という新しい方法を示し、その方法を無形資産の適正な移転価格を決定するための第四の方法と同じであるとした。

482条の改正には、移転価格の技術的要因と政治的要因の双方の解決を図る意図があったことが推測されている⁽¹⁸⁾。移転価格の技術的要因に関しては、基本三法によって対処できない事例の増加、1968年の旧規則が有形資産の販売等にはガイドラインとしての一定の役割を果たしていたが、無形資産に関しては、規定の不備により実務のガイドラインとして対応できないために改

表4 アメリカ企業のロイヤルティおよび使用料の受取りと支払い
(単位:百万ドル)

	受 取 り		支 払 い	
	関 連 企 業	非関連企業	関 連 企 業	非関連企業
1960	590	248	35	40
1965	1,199	336	68	68
1970	1,620	583	111	114
1975	3,526	759	241	192
1980	5,695	1,170	515	245
1985	4,123	1,700	467	280
1990	11,846	3,446	1,621	1,023

出所: Hufbauer (1992) p.113.

正が行われたことが改正の背景の要因として指摘されている。また、政治的要因については、財務省や IRS が、外資系企業が同業の内国企業と比べて十分な税を支払っていないという批判を議会から継続的に受けていたことが指摘されている。これらのことが原因となり、旧規則が改正され、利益重視のアプローチへの移行をもたらしたのである。

ところで、ハフバウアーは移転価格問題の解決についてどのような提言を行っているのだろうか。彼は、事前確認制度と EC で行われている仲裁措置を結びつけたものを提案すべきであるとしている⁽¹⁹⁾。アメリカのアプローチでは、事前確認制度は、条約相手国の税務当局を含み、移転価格の疑問や費用分担取決めにまで及ぶ拡大したものとなっている。このアプローチの下では、企業は参加している税務当局に、例えば5年間にわたり適用が予想されるその企業向けの事前確認のためのガイドラインを考案するよう要求できる。企業がそのガイドラインに合意できない場合には、国際的な仲裁措置が設定される。また、事前確認の合意の結果は、他の納税者の有効なガイダンスとなるので、企業の記録の秘密性を維持するために簡潔なフォームまたは要約されたフォームで公表されるであろう。

彼が提案するのは、拘束力のある仲裁制度である。彼は、EC やアメリカ・ドイツ租税条約において採用された仲裁制度をモデルとして考えているようである。EC やアメリカ・ドイツ租税条約において採用される前に、シャープ (Carl Shoup) によって同じ案が検討・提案されていた⁽²⁰⁾。もっとも、不確実性や誤った合意からの救済のために合意の制度化を行うことは、事前ないしは事後の合意が一定の事実関係のもとに拘束力を与えられているようなアメリカやドイツのような法制度をもつ国においてはなじみやすい理論であろう⁽²¹⁾。しかしながら、仲裁制度においては、移転価格税制における知的財産権に代表されるような無形資産問題のように今後、検討すべき点も少なくない。

むすびにかえて

以上のように、ハフバウアーは、アメリカの国際競争力回復のための国際課税政策として、国際的な事業に関する所得について外国税額控除を廃止し領域に基づいた課税、すなわちヨーロッパ型の国外課税免除への移行を軸に議論を展開している。その議論は、国際課税のルールを書き換えてでも、自国の税収を増大させようとする姿勢がうかがえる部分がある。ハフバウアーや彼と主張を同じくする論者は、自国の多国籍企業が縦横無尽に海外市場を駆け巡っていたアメリカの黄金時代を懐古し、そのような時代の再来を願ってやまなかったであろう。そうしたことが背景にあり、その主張は、国際課税のルールに協調するものではなく、むしろ自らの国益追及を前面に押し出す形となったことは否定できないのである。アメリカが、自らが維持発展させてきた国際租税秩序を自ら破壊し、新しいルールを作ることはある意味で合理的であるということが

できるかもしれない。しかしながら、アメリカは自らの国益追求のために国際租税秩序の維持を忘れて、世界経済におけるアメリカの責任を放棄するような形の振る舞いは許されることではなからう。

90年代前半のクリントン政権下でのアメリカの対外租税政策は「戦略的租税政策」と称され、外資系企業をターゲットとした課税強化が行われた。外資系多国籍企業に対する情報提供義務や移転価格の罰則の強化といった政策は、所得源泉地課税強化の方向へその流れを変えたのである⁽²²⁾。国内源泉を増やす意図でソース・ルールの変更が行われた。それは、政治的な要求と結びつき、多国籍企業を自国系と外資系に分類し、外資系の企業に対する課税強化につながったのである⁽²³⁾。また、移転価格の罰則強化は、外資系多国籍企業において、移転価格税制を適用されるおそれのある所得をアメリカの源泉とするインセンティブとなった。

今日のアメリカ経済は、景気の長期拡大により財政収支は黒字を記録するまでになっている。アメリカは、現在も資本輸入国のままであり、その経済構造は、実物投資よりも金融関連の投資が主流となり、それが旺盛な消費を支えているといった歪んだものである。景気が後退し、再び莫大な財政赤字が記録されようになれば、アメリカは世界経済における自らの責任を放棄し、無形資産や金融の取引に関して国益追求の対外租税政策を展開し、それに合わせて、再度、国際課税ルールを変更するような動きをとるかもしれない。

今日、グローバリゼーションの拡大は、世界経済の相互依存関係をますます深くしている。国際取引の増大にとともに、各国の税制も税制のハーモナイゼーションに対応した制度の導入が不可避となる。そうしたことから、制度の設計及び租税政策を検討する上で、国内のみならず国際課税上の問題を分析することが重要である。ハフバウアーの国際課税政策の検討は、無形資産に関するアメリカの今後の対外租税政策のみならず、国際課税制度の設計を考える上での示唆を与えてくれるかもしれない。

《注》

- (1) 黒田(1998)、中里(1998)を参照されたい。また、小林(1998)では、理論的見地および制度的見地から、特に移転価格税制に関する国際課税政策を考察、検討している。
- (2) 国際課税レジームについては、Eden(1998) pp.69-83を参照されたい。
- (3) 黒田(1998) 296-97頁
- (4) 米国の外国税額控除制度の概略については、拙稿(1998)を参照されたい。
- (5) 中里(1998) 229-30頁
- (6) 中里(1998) 235頁
- (7) 直接投資の定義について、ハフバウアーはアメリカ企業の株式を外国の企業や外国に住む人、外国の関連企業グループが10%以上所有する目的で行われたものを直接投資とし、それ以外の私的な投資をポートフォリオ投資としている。Hufbauer(1992) p.63。また、村上睦氏は、経営に直接携わることを目的としていないものをポートフォリオ投資として定義している。村上(1998) 150-51頁。
- (8) Hufbauer(1992) p.67
- (9) Hufbauer(1992) p.68

- (10) Hufbauer (1992) pp.71-76
- (11) Hufbauer (1992) p.95
- (12) Hufbauer (1992) pp.99-100
- (13) 水野 (1995) 37 頁
- (14) Hufbauer (1992) p.137
- (15) Hufbauer (1992) pp.145-46
- (16) Eden (1998) p.410
- (17) 小林 (1998) 12 頁
- (18) 矢内 (1999) 25-26 頁
- (19) Hufbauer (1992) p.150
- (20) 村上 (1996) 181-89 頁および水野 (1998) を参照されたい。
- (21) 水野 (1995) 87 頁
- (22) 村上 (1998) 163 頁
- (23) 小林・小野島 (1999) を参照されたい。この研究では、モデルを使った分析でハフバウアーの推計とは反対の結果が示されている。

参考文献

- Eden, Lorraine (1998) *Taxing Multinationals: Transfer Pricing and Corporate Income Taxation in North America*, University of Toronto Press.
- Granwell, A. W. and Bobbe Hirsh (1986) "The Super Royalty: A New International Tax Concept" *TAX NOTES* (15 December) pp.1037-51.
- Hufbauer, Gary C. (1992) *U. S. Taxation of International Income; Blueprint of Reform*, Institute for International Economics.
- 黒田東彦 (1998) 「世界経済秩序と国際課税ルール」水野忠恒編著『改訂版 国際課税の理論と課題』税務経理協会。
- 小林 威 (1998) 「二十世紀における国際課税の動向」小林威編著『移転価格税制の理論・実証研究』多賀出版。
- 小林 威・小野島 真 (1999) 「無形資産の移転価格と利益比準法 (CPM)」『経済論集』第 24 巻第 2 号。
- 中里 実 (1998) 「アメリカにおける国際課税の動向と問題点」水野忠恒編著『改訂版 国際課税の理論と課題』税務経理協会。
- 水野忠恒 (1995) 「外国税額控除」『日税研論集』。
- 水野忠恒 (1998) 「仲裁制度の検討」『国際課税の理論と実務』有斐閣。
- 村上 睦 (1996) 『多国籍企業と移転価格税制』文眞堂。
- 村上 睦 (1998) 「利益比準法に対する国際課税原則からの接近」小林 威編著『移転価格税制の理論・実証研究』多賀出版。
- 矢内一好 (1999) 『移転価格税制の理論』中央経済社。
- 柳下正和 (1998) 「外国税額控除制度の日米比較」『中央大学大学院研究年報』第 27 号。

(経済学部助手)